

2025年7月吉日

お客様 各位

備後信用組合

当座勘定規定の改定について

平素より、当組合に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

備後信用組合は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組として、新たに当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか払戻請求書による取扱いを開始致します。（但し、お取引は口座開設店に限ります。）

当座預金における払戻請求書による払戻しの取扱開始に伴い「当座勘定規定」を下記の通り改定いたします。

なお、改定日以前よりお取引いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

引き続き当組合をご愛顧くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和7年9月1日（月）
2. 改定となる規定 当座勘定規定
3. 改定内容 詳細は、別紙「新旧一覧表」をご参照ください

以上

新旧一覧表

(下線部が改訂箇所となります。)

新	旧
第7条 (手形、小切手の支払等) ①～② 【略】 ③ 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> A <u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> B <u>小切手を使用する方法。</u> ④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	第7条 (手形、小切手の支払) ①～② 【略】 ③ 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u>
第8条 (手形、小切手用紙等) ①～④ 【略】 ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙、あるいは払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	第8条 (手形、小切手用紙) ①～④ 【略】 ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>
第12条 (手数料等の引落とし) ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</u> ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。	第12条 (手数料等の引落とし) ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</u> ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。
第13条 (支払保証) 小切手の支払保証はしません。	第13条 (<u>支払保証に代わる取扱い</u>) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

新	旧
第 17 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ②～③ 【略】	第 17 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ②～③ 【略】